



## 交通災害共済 助け合いの安心制度

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77・3903

交通災害共済は、利益を目的としない住民相互の共済制度で、公共団体が運営している安心な制度です。8月は、一斉加入推進月間となっています。

自動車やオートバイ、自転車などの交通事故による事故で、自動車安全運転センターから交通事故証明書が発行された事故が、見舞金の対象になります。

### 〔一般受付〕

- 申込期限 8月30日(金)まで
- 共済期間 9月1日から令和2年8月31日までの1年間
- 年会費 1人700円
- 申込み 広報7月号と併せて配布した申込書に会費を添えて、総務課自治振興係までお申し込みください。申込書は

自治振興係の窓口にも備え付けてあります。

### 〔随時受付〕

- 申込期間 9月1日以降で随時受付
- 共済期間 加入した日の翌日から令和2年8月31日まで
- 年会費 加入時期によって変わります。
- 申込み 随時受付専用の申込書が自治振興係の窓口へ備えてありますので、窓口で記入の上、会費を添えてお申し込みください。

## お詫びと訂正

☎ 総務課 情報公聴係 ☎ 77・3921

広報しばやま令和元年7月号の記事に、以下の誤りがありました。

### 【訂正箇所】

17ページ【芝山町議会6月定例会】内の「令和元年度芝山町一般会計補正予算（第1号）（議案第8号）の表の単位」

- （正） （単位：千円）
- （誤） （単位：円）

お詫びするとともに訂正させていただきます。



## Jアラート 全国一斉情報伝達訓練

☎ 総務課 自治振興係 ☎ 77・3903

地震や武力攻撃などの発生時に備え、人工衛星を通じて瞬時に情報伝達する全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた情報伝達訓練を行います。

- 実施日時 8月28日(水) 午前11時頃(予定)
- 放送内容 防災行政無線チャイム

「これは、Jアラートのテストです。」×3回  
「こちらは、防災しばやまです。」

- 「Jアラート」とは 防災行政無線チャイム

地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を国から人工衛星を通して

じて瞬時にお伝えするシステムです。



## 第2回家庭教育学級 子どもの安全を学び、考える

☎ 教育課 社会教育係 ☎ 77-1861

近年、自然災害や子どもたちの登下校時の事件が多発しています。子どもたちが安心して生活できる環境作りについて、小中学校の保護者・教育関係者を対象に家庭教育学級を開催します。

- 講師 矢崎 良明 氏  
(小学校校長・教育委員会安全教育専門員・指導主事・大学講師など数多くの教育現場を経験。)
- 開催日時 8月21日(水)  
(1)受付 午後1時～  
(2)開会 午後1時15分  
(3)閉会 午後3時
- 会場 役場南庁舎1階 研修室
- 参加対象 町内小中学校の保護者・学校教育関係者・青少年育成、教育関係団体など
- 主催 芝山町教育委員会
- 申込み 教育課社会教育係まで  
(町小中学校の保護者の方へは学校から申込書を配布しました。)



芝山町地域包括支援センター  
お気軽にご相談ください

☎ 地域包括支援センター ☎ 77・3925

地域包括支援センターは、高齢者とそのご家族の身近な相談窓口です。いつまでも自分らしく住み慣れた地域で元気に生活するために、医療・介護・福祉などの暮らしを支える専門職が相談に応じ支援します。

■ 地域包括支援センターの仕事

■ 相談窓口

全ての高齢者の皆さんに関するさまざまな相談を受け付けます。

高齢者の皆さんやその家族、地域住民の方からの相談を受け、どのようなサービスが必要か把握して適切なサービスにつなぎます。

※窓口に来ることが困難な方はお宅に訪問し、相談を受けます。



■ 介護予防事業

介護が必要な常態にならないよう、運動・口腔ケア・栄養についてなどの介護予防教室「いつまでも元気塾」を実施しています。



■ 要支援者のケアプラン作成

要介護認定において要支援1・2と判定された方を対象として、介護が必要な状態になることを予防するためのサービスを実施するために、ケアプラン（サービス利用計画）を作成します。

また、サービス実施後に効果を評価し必要に応じてケアプランの見直しを行います。

■ 認知症対策

認知症に関する相談や認知症サポーターの養成を行っています。4月より、住み慣れた地域で気軽に相談できる・息抜きができる場所として「しほっこカフェ」をオープンしました。

また、認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の疑いのある方や認知症の診断を受けていない方へサービスが受けられるように支援をしています。

■ 権利擁護

高齢者虐待への対応、悪質な訪問販売などによる消費者被害の防止、成年後見制度の活用などにより高齢者の皆さんの権利を擁護します。

※成年後見制度：認知症などにより判断能力が不十分な方について、契約の締結を行う代理人の選任や、本人が誤った判断により契約をした場合に取消しができるようにすることなどにより、これらの人を不利益から守る制度です。



マイナンバーカードの  
休日交付を行っています

☎ 町民税務課 戸籍係 ☎ 77・3911

マイナンバーカードが次の休日交付日にも受け取れます。休日の受け取りをご希望の方は、受け取り希望時間を必ず電話にてご予約ください。

■ 予約窓口

町民税務課 戸籍係  
平日午前8時30分～午後5時

■ 休日交付日

8月25日(日)  
午前10時～午後3時

■ 受け取りに必要なもの

- ・ マイナンバー通知カード(申請書から切り離れた、12桁のマイナンバーが記載されたもの)
- ・ 個人番号カード交付通知書(ご連絡に同封されたハガキ)
- ・ 写真付本人確認書類(運転免許証など)
- ・ 印鑑(ゴム印不可)

・ お持ちの方は住基カード(引き換えで交付します)

※代理人による受け取りは本人が入院中などで来庁が困難な場合に限り受け取ります。詳しくは戸籍係へご相談ください。